

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当・特例給付支給事由消滅処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 1 2 月 2 7 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のとおり、本件処分の違法、不当を主張している。請求人が令和 2 年 5 月 3 1 日以降も生計維持者であることに変わりはない。なお、対象期間の確定申告を現在準備中である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 7 月 2 0 日	諮問
令和 4 年 8 月 1 8 日	審議（第 6 9 回第 1 部会）
令和 4 年 9 月 1 5 日	審議（第 7 0 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項 1 号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

そして、法 4 条 3 項は、同条 1 項 1 号の場合において、父及び母が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母のうち当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨を定める。

また、法 8 条 3 項は、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により法 7 条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後 1 5 日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、同条 2 項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める旨を定める。

- (2) 複数の者が支給要件に該当する場合に、いずれの者を児童の生計を維持する程度の高い者であるとするかについて、「児童

手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第2・1・(4)は、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、妥当と認められる者をもって該当者とする事となるが、まず、父母等の所得の状況を考慮すること、とする。

- (3) 「生計を維持する程度の高い者」の判断について、「児童手当Q&A集」（平成25年9月30日付厚生労働省児童手当管理室発行。以下「Q&A集」という。）問2-1(答)によれば、父母等のうち「原則として収入の高い方が『生計を維持する程度の高い者』に該当することになります。」とされている。

Q&A集問2-23(答)及び28(答)によれば、所得状況の認定は課税台帳をもとにして行うものであり、税(所得)の申告をしておらず課税台帳がない場合は、所得については照会・確認する手段がないため、所得がないものとして取り扱うとしている。

なお、Q&A集問2-10(答)によれば、夫婦間等で受給者変更があった場合においては、「新たに受給資格者となるべき方(配偶者等)については、従前の受給者の消滅処分(注:5月31日をもって支給事由消滅)があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から児童手当を支給する取扱いとします。」とされている。

- (4) 法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者で法5条1項の規定(前年の所得が一定の額以上である場合)により手当が支給されない者に対し、市町村は所定の給付(以下「特例給付」という。)を行う旨を規定する。
- (5) 規則4条1項は、児童手当の受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した届出書(児童手当現況届)を市町村長に提出しなければなら

ないとする。

規則 4 条 1 項（及び 2 項）の規定は、規則 1 5 条により特例給付に準用されている。

- (6) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日付府子本第 4 3 0 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。） 2 2 条 1 項によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて、同 2 1 条の規定の例により、受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、手当の支給事由消滅通知書を受給者に送付することとされている。

- (7) なお、局長通知及びガイドラインは、いずれも地方自治法 2 4 5 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものであり、その内容も本件の適用に関して、合理的で妥当なものと認められる。

また、Q & A 集の解釈及び取扱いは、法を適用する際の指針として一定の基準を示すものであり、法の規定の趣旨を逸脱することのない、合理的なものであると認められるから、所得税の申告をしておらず課税台帳がない場合に所得がないものとする取扱い（上記 1 ・(3)）についても、本件の適用に関して、その性質上、合理的なものと認められる。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、請求人から令和 2 年 6 月 1 日の状況について本件現況届の提出を受け、請求人及び本件配偶者の令和元年中の所得照会を行い、請求人は所得が未申告であるが、本件配偶者は給与所得額が 4, 6 5 3, 6 0 0 円であることを確認し、Q & A 集（上記 1 ・(3)）により、請求人について所得がないものとして取り扱い、法 4 条 3 項の「生計を維持する程度の高い者」は、本件配偶者であると判断したことが認められる。

そうすると、本件各児童は、本件配偶者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされることになり（法4条3項）、令和2年6月1日以降の本件手当の受給資格者は本件配偶者となる（法4条1項）。

このため、処分庁は、請求人については同年5月31日に本件手当の受給資格が消滅したとして、本件処分通知書により請求人に通知したものと認められる（本件処分）。

- (2) 以上のとおり、処分庁が令和元年の所得照会により「生計を維持する程度の高い者」が本件配偶者と判断して、令和2年度分の本件手当について請求人の受給資格を消滅させた本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、（本件処分通知書に受給資格の消滅日として記載される）令和2年5月31日以降も請求人が生計維持者であることに変わりはない、対象期間の確定申告を準備中である旨主張する。

しかし、本件処分の時点において、請求人の所得状況は公簿によって確認できないのであるから、請求人の上記主張は、本件処分の取消理由にはならない。

また、不服審査制度においては、原則として、審査請求の対象とされた処分が処分時において適法であったか否かを審査の対象とするのであって、請求人が本件審査請求を提起した段階で確定申告を行っていないければ、本件処分に何ら影響を及ぼさないものであるから、請求人の主張は採用できない。

なお、処分庁は、請求人に対し本件処分通知書を送付した際、令和2年6月以降の本件手当の受給者を本件配偶者に切り替えるよう案内をしている。さらに、本件審査請求における弁明書においても、(1)令和2年6月以降、本件配偶者が本件手当を受給して

おり、(2)請求人が令和元年分の確定申告をした結果、請求人の方が本件配偶者より所得が高いことが公簿等で明らかになり、(3)本件配偶者の児童手当支給者(〇〇区長)が本件配偶者の令和2年6月分以降の本件手当の支給について遡って消滅させた場合であれば、当該児童手当・特例給付支給事由消滅通知書を受け取った日の翌日から15日以内に請求人が〇〇区長に認定請求を行った場合、〇〇区長が令和2年6月分から令和3年5月分までの本件手当を支給することは可能である(法8条3項)旨説明している。したがって、請求人が上記第3のとおり主張するのであれば、上記の手続を行い、かつ請求人の所得が本件配偶者の所得を上回ると判断された場合に救済される旨付言する。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹